

重要

申請は、以下の事にご注意ください。

◆その他Q & A

Q1 故障した固定式ストーブや換気扇などの修理費は対象となるか？

- ① 主な内容が修理費だけの申請は対象としませんが、器具が固定されている壁などのリフォーム工事と併せて行う場合は対象とします。
(修理費用の割合が全体費用の10%未満まで)

Q2 中古住宅を購入しリフォームしたいが、補助を申請することができるか？

- ① 申請時点で補助金交付の対象条件に該当すれば、補助申請することができます。

Q3 水洗化工事に伴う配水管敷設に、舗装の復旧が必要となるが対象となるか？

- ① 対象となりません。対象となる工事は掘削から埋め戻しまでとし、砂利の敷均し、舗装取壊し・復旧に係る費用は補助の対象工事から除外します。(外構工事と見なします)

Q4 工事の内容を変更したが手続きは必要か？

- ① 必要です。内容が変わったら、必ず変更承認申請書を提出して承認を受けてから工事をしてください。承認無く変更した場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

Q5 受付は先着順か？

- ① 受付は先着順で行います。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了します。

Q6 施工業者が代理で申請できるか？

- ① 申請者が施工業者へ申請手続きを委任することはできますので、代理人が申請する場合は、委任状を提出してください。

※このほか、様々なケースに応じて補助がつく場合とつかない場合がございますので、申請をお考えの方は、施設課土木建築グループまでご相談下さい。

◆補助の対象となる方

現在、リフォーム等を行う住宅に住んでいる、または居住しようとしている方で、次の**全てに該当する方**(共同所有の場合はいずれかの一人に限る)

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 工事を行う住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- (3) 町税その他の町の公課に滞納がない方(同居者を含む)
- (4) 町税の滞納に対する制限措置を受けていない方(同一世帯の全員)

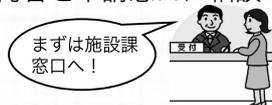
◆補助対象工事についての注意点

次の**全てに該当する**必要があります。

- (1) 増改築やリフォーム等に要する費用(消費税等含む)が**20万円以上のもの**
- (2) 建設業許可を有する町内の建設業者が施工するもの
- (3) 補助金交付決定前に着工していないもの
- (4) 当該年度末までに完了届を提出できるもの
- (5) 建築基準法、建設業法その他の法令に違反しない工事

◆申請手続きの流れ

① 工事の内容を申請窓口にご相談



② 業者から見積書をもらい、図面等の必要書類を添付して申請書等を提出する



③ 内容審査後、補助金交付決定書を受領

④ リフォーム工事等を行う(必要な場合は、中間審査を受ける)

⑤ 工事が完了し、支払の終了後、領収書の写しとともに実績報告書を提出

⑥ 町の完了検査合格後、請求書を提出し補助金を受領

◆受付期間

4月1日～12月30日(土日祝日を除く)

※平成28年度の補助金予算額は2,000万円です。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了しますのでご注意願います(平成29年度の予算額は未定です)。

※この事業の補助を受けられるのは、事業年度にかかわらず一つの住宅について1回限りです。
(同一世帯及び同一人につき期間中に1回に限る)

●相談・申込・お問い合わせ：施設課土木建築グループ

※郵送では受付できません、直接施設課までお越しください

